

# 一般財団法人徳島陸上競技協会 表彰規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人徳島陸上競技協会（以下本協会という）に顕著な功績があった個人及び団体に対し、その榮譽を称えるとともに、陸上競技のさらなる振興を図る目的で設置するとともに関連団体の表彰における推薦の基準を定める。

## (種別)

第2条 表彰並びに推薦は別に掲げる表彰種別の内規により行う。

- 1 徳島陸上競技協会・・・特別賞・競技者育成賞・優秀審判員・優秀選手・奨励賞
- 2 四国陸上競技協会・・・功労章・審判功労章
- 3 日本陸上競技連盟・・・秩父宮章  
高校優秀指導者章  
高校優秀選手章  
中学優秀指導者章  
中学優秀選手章
- 4 徳島県スポーツ協会・・・スポーツ功労者・スポーツ指導者  
スポーツ特別優秀者・スポーツ優秀者  
スポーツ奨励賞
- 5 徳島県スポーツ賞・・・グランプリ賞，ドリーム賞

## (選考)

第3条 表彰の選考は、競技者に関するものを除き、本協会の登録会員で、役員・審判員・指導者として実績のある者及び競技力向上に貢献した者を対象とし、過去1年間の競技会に審判員として5回以上参加した者に限る。

- 2 以下の表彰に対する被推薦者は、選考委員会で審議し、理事会（11月）において承認する。推薦手続きは、式典・表彰部（役員・審判）、強化企画部（指導者・競技者）が行う。
  - (1) 日本陸上競技連盟各章
  - (2) 四国陸上競技協会各章
  - (3) 徳島県スポーツ賞各賞
  - (4) 徳島県スポーツ協会スポーツ功労者
- 3 徳島陸上競技協会優秀審判員は、審判部で審議し、理事会（11月）で承認する。  
授賞式は審判講習会時に行う。
- 4 徳島陸上競技協会特別賞は、企画委員会でその都度審議、会長が決済し、理事会に報告する。

授賞式は、直近の競技会等で行う。

- 5 徳島陸上競技協会競技者育成賞は、特別賞受賞競技者の推薦により企画委員会で審議，会長が済し，理事会に報告する。授賞式は特別賞と同時に行う。
- 6 徳島陸上競技協会優秀選手は，選考委員会で審議，専務理事が決済し，理事会に報告する。審議時期は12月末を基本とするが，部門ごとに変えることができる。新聞での公表は，理事会報告後，広報部で行う。
- 7 徳島陸上競技協会奨励賞は，普及育成部で審議，専務理事が決済し，理事会に報告する。審議は12月末に実施する。新聞での公表は，理事会報告後，広報部で行う。
- 8 徳島県スポーツ協会の各賞（スポーツ功労者を除く）の推薦は，選考委員会で審議，専務理事が決済し，理事会に報告する。推薦手続きは式典・表彰部が行う。

（選考委員会の構成）

第4条 選考委員会は，専務理事を委員長とし，小・中・高各部会長及び強化委員長，式典・表彰部長，記録・情報処理部長で構成する。

附則

- 1 2011年4月1日制定
- 2 2012年2月26日改定
- 3 2016年2月11日改定
- 4 2018年2月10日改定
- 5 2020年6月7日改定